

尾之間支所庁舎跡地利活用事業に係る

事業者募集要項（第3次募集）

令和7年7月

屋久島町

## 目次

### 第1章 事業内容に関する事項

1 趣旨.....	2
2 事業名称.....	2
3 募集対象地.....	2
4 募集内容.....	2

### 第2章 応募者の参加資格要件に関する事項

1 応募者の参加資格要件.....	4
2 その他.....	4

### 第3章 優先交渉事業者の選定に関する事項

1 優先交渉事業者の選定方法.....	5
2 優先交渉事業者の選定手順.....	5
3 優先交渉事業者の決定及び公表.....	8

### 第4章 契約に関する事項

1 契約手続等.....	9
2 契約条件.....	9
3 既存施設の取り扱い.....	10

### 第5章 その他

1 情報公開.....	10
2 募集要項等に関する問い合わせ先.....	10

### 資料編

(資料1) 募集対象地概要.....	11
(資料2) 提出書類一覧.....	14
(資料3) 優先交渉事業者選定に係る評価項目.....	16

## 第1章 事業内容に関する事項

### 1 趣 旨

屋久島町本庁舎への機能集約に伴う各支所の閉庁によって、周辺地域においては交流人口の減少に伴う地域経済の縮小など、地域の活力低下が進行しつつあり、これに歯止めをかける施策が必要となっています。

本公募型プロポーザルは、尾之間支所庁舎跡地のまとまった空間を民間事業者自ら行う収益事業に開放することで、公的な費用負担の小さい、民間のノウハウを活用したまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を図り、周辺地域に新たなにぎわいを創出することを目的としています。

### 2 事業名称

尾之間支所庁舎跡地利活用事業（以下、「本事業」という。）

### 3 募集対象地

#### (1) 所在地及び面積

ア 所在地 鹿児島県熊毛郡屋久島町尾之間 157 番地 他 4 筆

イ 面積 尾之間支所庁舎跡地 3,113 m<sup>2</sup>以内とする。

#### (2) 法令に基づく制限等

募集対象地に関する詳細については、募集対象地概要（資料1）を参照のこと。

### 4 募集内容

#### (1) 募集する事業内容及び条件

ア 「屋久島町第三期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる次の基本目標のいずれかに適う事業であること。

##### I しごとの希望が叶う島

- ・多様な働き方の推進と地域産業を支える人材確保・育成支援
- ・基盤産業の稼ぐ力の向上
- ・デジタルを活用した生産性の向上

##### II 交流・移住で人と心が行き交う島

- ・屋久島の魅力を活かした観光振興と集落との交流促進
- ・住宅の確保

### Ⅲ 豊かに安心して子どもを産み育てられる島

- ・結婚・出産・子育て支援  
(出産を支える環境整備、相談できる機会・場の提供)
- ・次代を担う人材の育成(教育環境整備)

### Ⅳ 多様なプレイヤーが輝く持続可能で魅力的な島

- ・集落の活用支援による魅力の向上
- ・高齢者が健康を維持し生き生きと暮らせる環境整備
- ・医療アクセス向上と地域医療の充実
- ・地域交通の整備と買い物弱者支援
- ・地域防災力の向上
- ・事務事業や公共施設の見直しによる将来負担の削減

イ 公序良俗に反しないもの、非宗教、非政治的なもの及び周辺環境に配慮した事業であること。

ウ 施設整備等の提案に際しての敷地は、募集対象地に限るものとする。

## (2) 事業方式

### ア 契約方式

公募型プロポーザル方式により選定した事業者(以下、「優先交渉事業者」という。)に対して、貸付(事業用定期借地権の設定)の方法で契約することとする。詳細については、優先交渉事業者からの提案を踏まえて決定する。

貸付の期間は、優先交渉事業者からの賃貸借期間の提案を踏まえ、屋久島町と協議の上、決定する。

### イ 契約締結及び募集対象地引き渡しの時期

契約締結及び募集対象地の引き渡しは令和8年1月を予定している。

### ウ 賃貸借料

事業者は、募集対象地に係る賃貸借料を提案すること。

なお、屋久島町では、次を最低価格として設定する。

賃貸借最低価格 年額 240円/㎡×提案面積

※定期借地権設定に伴う公正証書作成及び登記に係わる費用は、事業者の負担とする。

※分筆測量に係わる費用は、屋久島町が負担する。

### エ 施設の建設及び所有

事業者は、公募型プロポーザルにおいて自らが提案した内容について、屋久島町との協定等に基づき、自らの責任及び費用負担により施設を建設し所有することとする。その際、事業者は、関係機関・諸官庁との協議、近隣住民への説明、各種許認可申請手続などの関連業務を自らの負担により行うものとする。

#### カ 施設の維持管理・運営

事業者は、公募型プロポーザルにおいて自らが提案した施設の維持管理・運営を行うものとする。

#### キ 施設の解体・撤去、募集対象地の返還

事業者は、契約で定める期間終了日までに、自らの責任及び費用負担により施設を解体・撤去し、募集対象地を屋久島町に返還するものとする。

## 第2章 応募者の参加資格要件に関する事項

### 1 応募者の参加資格要件

応募に当たっては、応募者が応募申込書の提出日において、次の全ての項目に該当している必要がある。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 最近2年間において、国税、地方税の滞納がないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

### 2 その他

応募に当たっては、複数の法人で構成される共同事業体での提案を可とする。その場合、代表となる事業者（以下、「代表事業者」という。）を1者に定め、代表事業者が屋久島町と事務対応を行うこととする。

なお、共同事業体の構成員においても、それぞれの法人が、「1 応募者の参加資格要件」を満たしていることを条件とする。

### 第3章 優先交渉事業者の選定に関する事項

#### 1 優先交渉事業者の選定方法

優先交渉事業者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

#### 2 優先交渉事業者の選定手順

##### (1) 事業者選定・事業スケジュール

日 程	内 容
令和7年7月1日	募集要項配布
7月1日～7月15日	第1回 質疑書受付
7月下旬	第1回 質疑に対する回答
8月1日～8月15日	第2回 質疑書受付
8月下旬	第2回 質疑に対する回答
9月1日～9月19日	応募書類受付
10月初旬	第一次評価（書類評価）
10月下旬	第二次評価（プレゼン、ヒアリング）
11月初旬	優先交渉事業者決定
12月	屋久島町議会（報告事項）

※このスケジュールは目安であり、変更となることがある。

##### (2) 募集要項の配布

令和7年7月1日（火）から令和7年8月15日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで、下記の窓口で募集要項を配布する。併せて、募集要項の配布期間中、屋久島町ホームページに募集要項を掲載する。必要に応じてダウンロードの上、使用すること。

【募集要項配布窓口】及び募集要綱等に関する問い合わせ先

〒891-4292

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20

屋久島町役場 政策推進課 財産管理係

T E L 0997-43-5900 F A X 0997-43-5905

E-mail zaisan@town.yakushima.kagoshima.jp

### (3) 募集要項等に関する質疑の受付

#### ア 質問方法

質疑受付期間内に、質疑書（様式 5-1）に基づき持参又は E メール、FAXにて提出先に提出すること。E メール、FAXによる提出の場合には、送信後、必ず電話等で受信確認を行うこと。当該受信確認がない場合、回線障害や機器の不調等で受信ができなかった場合であっても、屋久島町は一切の責任を負わない。電話、郵送での受付は行わない。また、計画内容の良否、提案内容等に関する質問は受け付けない。

なお、質問は、第 2 章で示した「応募者の参加資格要件」を満たし、応募を検討している者に限ることとし、要件を満たさない者からの質問は受け付けない。

#### イ 質疑受付期間及び受付時間

2 (1) 事業スケジュールに示すとおり 2 回の受付期間を設ける。

受付時間は、休祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

#### ウ 提出先

(2) で示した「募集要項配布窓口」と同じ

#### エ 回答

質疑に対する回答は、質疑提出者を特定し得る情報等を除き、屋久島町のホームページにおいて公表する。意見の表明と解されるものや質疑の内容（質疑内容が不明瞭なものなど）によっては回答しない。

### (4) 応募書類の受付

応募受付は、次の日程で行う。応募する者は、応募書類を受付場所に持参の上、提出すること。郵送での応募は受け付けない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

#### ア 応募受付期間及び受付時間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 19 日（金）まで（休祝日は除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

#### イ 受付場所

(2) で示した「募集要項配布窓口」と同じ

#### ウ 提出書類

詳細については、提出書類一覧（資料 2）を参照のこと。

### (5) 応募に関する留意事項

#### ア 公正な応募の確保

応募する事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触することのないように留意すること。また、この募集要項に定めるもののほか、関係諸法令を遵守すること。

イ 提出書類の差替えの禁止

提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出をすることはできない。

ウ 公募の延期等

屋久島町が必要と認めるときは、募集を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

エ 提案の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ① 土地賃貸借価格提案書に応募者の記名及び押印がなされていない場合
- ② 提案書の記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できない場合
- ③ 応募に関し不正な行為をした者の提案
- ④ 提案書に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 参加する資格のない者がした提案
- ⑥ 提案に必要な書類が不足している場合

オ 費用の負担

応募に係る費用は、全て事業者の負担とする。

カ 使用言語、単位及び通貨

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 21 号）に定めるものとし、通貨単位は円を使用すること。

キ 屋久島町が提供する資料の取り扱い

本募集に関連して屋久島町が提供する資料は、本募集に係る検討以外の目的での使用を禁じる。また、屋久島町は必要に応じ、資料の返却を求めることができるものとする。

ク 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は応募する事業者に帰属するものとする。ただし、本事業において公表する場合及びに屋久島町が必要と認める場合には、屋久島町は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

ケ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った事業者が負うこととする。

#### (6) 選定委員会による評価の実施

優先交渉事業者の選定に当たっては、「尾之間支所庁舎跡地利活用事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、事業者から提出された書類に基づく第一次評価並びに事業者によるプレゼンテーション及び事業者に対するヒアリングを実施する第二次評価により行うものとし、評価の最も高い事業者を優先交渉事業者、次に評価の高いものを次点事業者として選定する。なお、選定委員会の会議は、非公開で行い、審査内容に係る質問や意見、異議申し立ては、一切受け付けない。

##### ア 第一次評価の実施

申込受付終了後、選定委員会による第一次評価を行う。応募多数の場合、第一次評価通過者を絞る場合がある。第一次評価通過者には、第二次評価の案内等を通知する。

##### イ 第二次評価（プレゼンテーション、ヒアリング）の実施

第一次評価通過者を対象として、選定委員会による第二次評価を行う。当該評価においては、計画内容についてプレゼンテーション、選定委員によるヒアリングを行う。

なお、第一次評価で優先交渉事業者及び次点事業者が選定された場合は、第二次評価を行わない場合もある。

##### ウ 評価項目

評価における項目は、優先交渉事業者評価項目（資料3）を参照のこと。

##### エ 優先交渉事業者等を決定しない場合

優先交渉事業者等の選定において、応募者が屋久島町の定めた水準に達しなかった場合等については、優先交渉事業者及び次点事業者を決定しない場合がある。この場合、屋久島町はその旨を速やかに公表する。

##### オ 優先交渉事業者の辞退又は失格による繰り上げ

選定委員会の評価を踏まえて選定された優先交渉事業者が辞退し又は失格となった場合、選定委員会における次点事業者を繰り上げ、新たな優先交渉事業者として決定する。

#### (7) 接触の禁止

募集要項等の公表後、本事業の優先交渉事業者決定までの間に、優先交渉事業者選定に関して、事業者やそれと同一と判断される団体等が、選定委員会の委員に面談を求めたり、応募者のPR資料等を提出したりすることにより、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけたりすることを禁じる。また、選定委員会の動向等を聴取することも禁じる。これらの禁止事項に抵触したと選定委員会が判断したときは、当該応募者は失格とする。

### 3 優先交渉事業者の決定及び公表

屋久島町は、選定委員会による評価を踏まえて優先交渉事業者等を決定し、応募した事業者に対して通知するとともに、屋久島町のホームページにおいて公表する。

## 第4章 契約に関する事項

### 1 契約手続等

#### (1) 契約締結に向けた協議等

屋久島町は、優先交渉事業者選定後、本事業の円滑な実施に向けて双方で協議する。  
また、必要な基本的事項を定めた基本協定を優先交渉事業者と締結する場合もある。

#### (2) 契約の締結

##### ア 契約の締結

屋久島町は、事業者との間で、賃貸借契約を締結する。

##### イ 契約の解除

契約違反等の理由により、屋久島町との契約を解除したときは、事業者が違約金を支払うものとする。違約金の額は、優先交渉事業者選定後、協議し決定する。

#### (3) 費用の負担

契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

### 2 契約条件

#### (1) 公募対象面積

公募対象面積の合計は、3,113.57 m<sup>2</sup>以内とする。募集対象地の利用に当たっては一括利用を原則とする。敷地の一部だけを利用する場合は、事業者が残地の舗装等を行い敷地内移動の妨げとならないよう整備しなければならない。

#### (2) 賃貸借契約

##### ア 契約の期間

屋久島町と事業者との間で締結する契約は、事業用定期借地設定契約で、10年以上30年未満とする。契約に当たっては、更新をしない、再築による延長をしない、建物買取請求しない旨の特約を付すものとする。

##### イ 契約額

土地賃貸借料は、事業者からの提案を踏まえ、優先交渉事業者選定後、協議し決定する。(最低価格 年額 240円/m<sup>2</sup>×提案面積)

優先交渉事業者と協議の結果、提案面積を変更することとなった場合、提案価格における平方メートル当たりの価格をもとに賃貸借料を再度算出するものとする。

#### ウ 保証金の預託

事業者は、屋久島町に対し、賃貸借契約上の事業者の債務を担保するため、貸付契約締結と同時に、保証金として定める額を預託するものとする。支払方法・金額等は、優先交渉事業者選定後に協議して決定する。

#### エ 保証金の返還

屋久島町は、賃貸借契約の終了に伴い、事業者から預託されている保証金から、屋久島町に対する未払債務等を差し引いた金額を返還する。

#### オ 定期借地権の転貸及び売却

事業者は、自己の有する定期借地権を転貸及び売却できないものとする。

#### カ 貸付契約の終了時の土地の返還

事業者は、自らの責任と費用負担によって貸付契約の終了日までに施設を解体・撤去し、募集対象地を更地の状態で屋久島町に返還するものとする。なお、更地とは、地下の基礎構造までを除却した状態とする。

事業者は、期間満了後も引き続き募集対象地を本要項に定めた目的で使用を希望する場合は、あらかじめ再契約について屋久島町と協議するものとする。

## 第5章 その他

### 1 情報公開

#### (1) 応募書類等

選定された優先交渉事業者及び次点事業者については、提案された事業の概要を、事業者名を含め、原則としてホームページにおいて公開する。

#### (2) 評価結果

応募した事業者の評価結果（評価点及び講評）については、優先交渉事業者等の決定後、原則としてホームページにて公開する。ただし、選定されなかった事業者の名称は非公表とする。

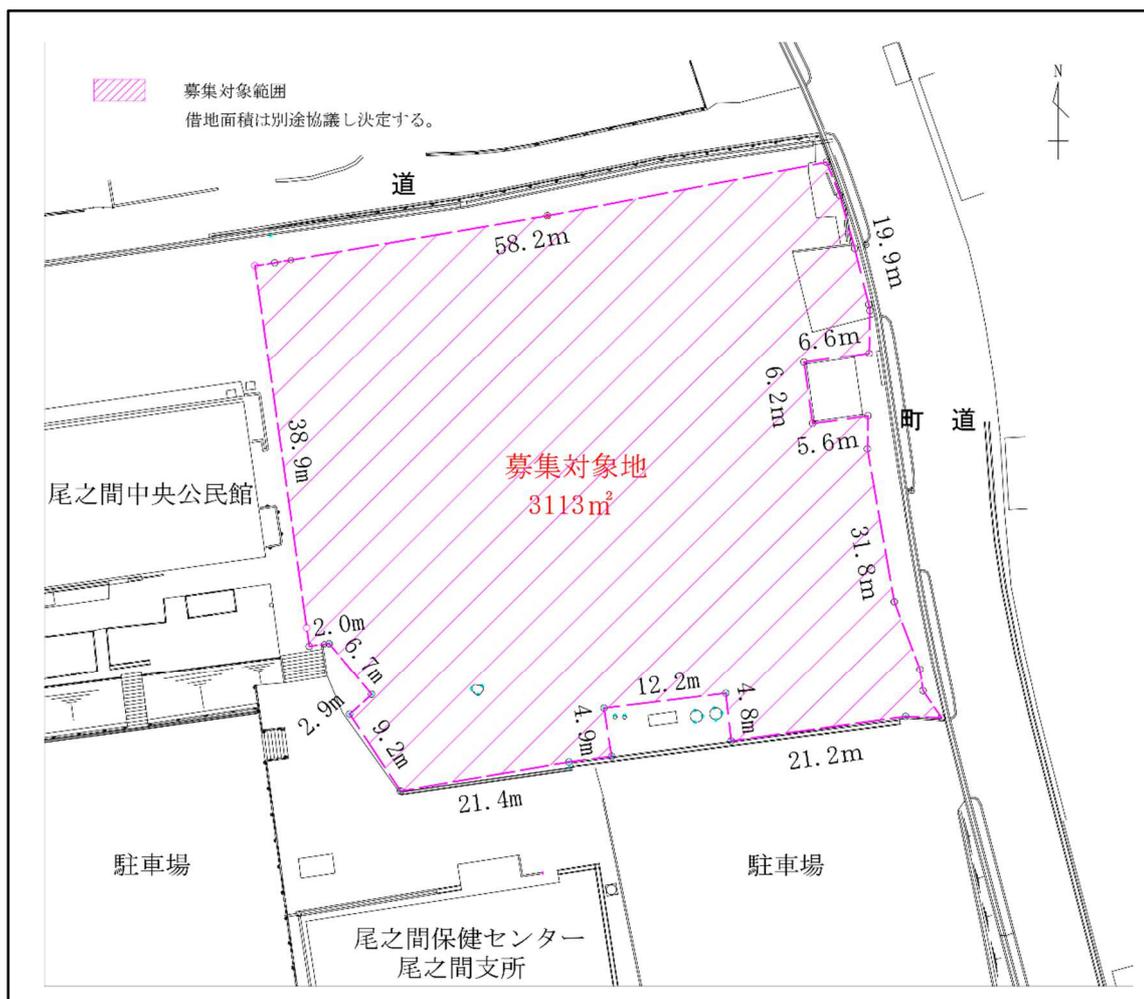
## 募集対象地概要

## 1 募集対象地

屋久島町役場尾之間支所庁舎跡地（屋久島町尾之間 157 番地 他 4 筆）

## (1) 募集対象地

募集対象地は、屋久島町役場尾之間支所庁舎跡地、3,113 m<sup>2</sup>以内（次の図における破線で囲んだ部分）とする。借地面積については、優先交渉事業者と協議の上、最終的に確定するものとする。



## 2 法令に基づく制限等（主なもの）

### (1) 用途地域等

都市計画区域に該当していない。（都市計画区域外）

### (2) 建築基準法・条例等の順守

提案に当たっては、建築基準法及び施行令等の関連法令を遵守した内容とすること。

## 3 接面道路状況

- ・東側 町道尾之間山口線 幅員 7.0 m（歩道含む）
- ・北側 里道 幅員 5.5 m（歩道無し）

## 4 敷地形状

敷地形状は平坦となっているが、北側里道とは高低差がある。

## 5 供給施設等

### (1) 上水道

新たに必要とする公共上水道への接続については、水道管理者（屋久島町生活環境課）との協議の上、事業者の負担により行うものとする。

### (2) 雨水排水及び下水道

施設整備に当たっては、募集対象地内に降った雨水が周辺公道及び隣接地に流出しないよう、排水施設を計画すること。

下水道は整備されていないため、合併処理浄化槽を事業者の負担により設置するものとする。

### (3) ガ ス

プロパンガスである。

### (4) 電 気

新たな引込等については、電気供給事業者（種子屋久農業協同組合）と協議のうえ事業者の負担により行うものとする。

### (5) 通 信

新たな引込み設備の整備に当たっては、西日本電信電話株式会社又はその他の通信事業者と協議のうえ、事業者の負担により行うものとする。

## 6 土壌汚染等に関する事項

募集対象地は、土壌汚染に係る調査を行っていない。必要な調査費用・届出費用については、事業者の負担とする。当該対策に伴う工事期間の延長等に起因して発生する損害等については、屋久島町は責任を負わない。

## 7 埋蔵文化財関係

募集対象地は、埋蔵文化財包蔵地に含まれないため、試掘等の調査を必要としない。

## 8 原状回復義務

事業者は、賃貸借期間の満了、解除その他の事由により契約が終了したときは、募集対象地を更地にして返還するものとする。ただし、建物等の建設に当たり伐採し又は賃貸借期間中に枯損した樹木については、原状回復義務から除外するものとする。

## 9 その他の事項

ア 地盤の状況等については、事業者の負担で調査すること。ただし、昭和53年度の旧尾之間支所庁舎を建設時に調査した地質調査結果については、閲覧を可とする。

イ その他契約内容の詳細については、協議の上、決定する。

(注1) 本概要書に記載した募集対象地に関わる法令等に基づく制限等については、屋久島町が事前に調査したものである。制限内容やその詳細については、管轄する関係機関の担当窓口等で更に調査・確認の上、応募すること。

(注2) 応募に当たっては、現地の状況及び周辺環境を十分確認すること。

(注3) 募集対象地概要は、参考のため提示するものであり、故意又は重過失により、認識している事項を記載しなかった場合又は誤った記載をした場合を除き、一切責任を負わない。

## 提出書類一覧

優先交渉事業者を選定するに当たり、下記の項目 1 から 5 の書類を提出すること。  
なお、下記以外の資料についても提出を求めることがある。

## 1 応募申込みに関する資料

提出書類	記載内容、注意事項等	部数
応募申込書 (様式 1-1)	申込事業者の名称、代表者名、所在地等 ※共同で応募する場合は、構成員調書(様式 1-2)を添付すること。	1 部
構成員調書 (様式 1-2)	共同で応募する場合に提出すること。	構成員ごと に 1 部

## 2 事業者の概要・財務状況等に関する資料 ※共同で応募する場合は、構成員全者分を提出すること。

提出書類	記載内容、注意事項等	部数
事業者概要書 (様式自由)	(1) 事業者の概要 事業者の沿革、事業内容、運営方針、運営体制等がわかるもの (2) 代表者の履歴 (3) 役員名簿	各 1 部
法人登記簿謄本	・全部事項証明書(現在事項証明書) ※応募前 3 か月以内に発行されたもの。	1 部
定款	最新のもの。	1 部
印鑑証明書	応募前 3 か月以内に発行されたもの。	1 部
納税証明書 直近 2 年分	(1) 国税：法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 (税務署様式その 3 の 3) ※応募前 3 か月以内に発行されたもの (2) 町税：法人住民税及び固定資産税の納税証明書又は税滞納がないことの証明書 ※応募前 3 か月以内に発行されたもの	各 1 部
財務関係書類 直近 2 期年分	貸借対照表、損益計算書、事業報告書 ※上記書類がない場合は、上記書類に準じたものを提出すること。	各 1 部
事業運営実績書 (様式 2)	(1) 事業の実施実績 実施している事業の内容、実施年数、実績等を詳細に記載すること。 (2) 提案する事業計画と同種事業の運営実績 提案する事業計画と同種事業の事業内容、実施年数、実績等を詳細に記載すること。	1 部

### 3 事業計画に関する資料

文字サイズは10ポイント以上とし、提出書類には、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるかがわかる表示は一切しないこと。

提出書類	記載内容・注意事項等	部数
事業収支計画 (様式3-1) (様式3-2) (様式3-3)	(1) 事業費概算書(初期投資) (2) 初期投資に伴う資金調達計画書 (3) 長期損益計画書	各10部
事業計画 (様式3-4)	(1) 事業計画 ア 事業計画(事業の基本計画) イ 事業スケジュール ウ 運営体制 エ 提案機能 ・地域貢献に係る機能の提供	各10部
施設整備計画	・平面図、パース図等の各種図面等を含めた建築計画。景観・デザイン(周辺環境への配慮)、安全計画(交通処理計画、動線計画・駐車場計画)を含む。 ※サイズは最大でA3とし、蛇腹折りでA4サイズとして提出すること。枚数は5枚を限度とする。	各10部

※事業計画・施設整備計画に関する資料については、提出書類一式を電子データ(CD-R)で1部提出すること。

### 4 買取・賃貸借希望価格

提出書類	記載内容・注意事項等	部数
賃貸借価格提案書 (様式4)	賃貸借料(年額)を算出し、提案すること。	1部

### 5 その他

提出書類	記載内容、注意事項等	部数
質疑書 (様式5-1)	本公募に関する質問がある場合に提出すること。	1部

## 優先交渉事業者選定に係る評価項目

評価項目	主な評価の視点	配点
1 事業者の適性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者としての信用度</li> <li>・ 事業を長期的に実行できる財政基盤</li> <li>・ 提案事業と同種事業の実績</li> </ul>	20
2 提案事業の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業の基本的考え方・コンセプト</li> <li>・ 周辺地域、商業施設等との調和</li> </ul>	50
3 提案事業の実現性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画、実施体制</li> <li>・ 事業スケジュール</li> <li>・ 概算事業費、資金調達計画、維持管理費を含めた事業収支計画</li> <li>・ 長期運営を考慮した管理運営計画</li> </ul>	
4 施設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業の基本方針との整合性</li> <li>・ 地域の特性を生かした一体的な有効活用</li> <li>・ 地域の課題やニーズへの対応</li> <li>・ 周辺環境に配慮した景観デザイン</li> <li>・ 環境負荷低減への対応</li> </ul>	
5 地域への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域貢献に係る機能や考え方</li> <li>・ 地域防災に係る機能や考え方</li> </ul>	20
6 土地の賃貸借価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の賃貸借価格の妥当性</li> </ul>	10
計		100